

## 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における指名停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。

(期間の決定方法等)

第2条 指名停止の期間は、措置要領別表各号の期間（措置要領第4条第1項に該当する場合にあっては、同項に規定する期間。以下同じ。）の短期に、措置要領及びこの基準による加減を加えることにより決定するものとする。ただし、措置要領別表第1第2号（過失による粗雑工事等）又は第5号から第8号まで（工事等事故）に該当する場合は、この基準の別表に記載した期間を考慮するものとする。

2 契約違反を理由として契約解除を行った場合における措置要領別表の適用は、措置要領別表第1第4号（契約違反）ではなく措置要領別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）によることとし、期間の加減については前項本文の規定を適用する。

3 別表各号に掲げる場合のほか、市内において業務に関し法令違反により佐賀県又は本市から行政処分を受けた場合は、指名停止を措置するものとし、この場合の適用は措置要領別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）によることとする。

(加算措置)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ2か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき。
- (2) 違反行為を主導していたとき。
- (3) 独占禁止法違反により刑事告発がなされたとき。
- (4) 措置要領第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、該当する号ごとにそれぞれ1か月を単位として措置要領別表各号の期間の短期に加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき。
- (2) 2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2第7号）又は建設業法違反の行為が行われたとき。
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業停止に該当するとき。
- (5) 建設業法に規定する営業停止期間の加算に該当するとき。
- (6) 代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき。

- 3 措置要領別表第1第2号又は同第3号（過失による粗雑工事等）に該当する場合において、粗雑工事等を原因として工事等の期間中又は工事等の完了後10年以内に事故が発生したときは、当該事故を安全管理の措置が不適切により生じた事故とみなし、この基準の別表に定める期間を措置要領別表第1第2号又は同第3号の期間の短期に加算するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる社会に与える影響が大きく重大又は極めて悪質な場合の指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍とすることができる。この場合において、違反行為を繰り返しているときは、当該行為ごとに、この項の規定による加算後の期間の短期の2倍とすることができる。
  - (1) 贈賄を繰り返したとき。
  - (2) 業務に関し法令違反を繰り返したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認められるとき。
- 5 前項の規定による加算後の期間の短期は、措置要領別表各号の期間の長期を超えないものとし、当該長期を超える必要がある場合は、措置要領第4条第4項の規定によるものとする。

（加重等の順序）

第4条 措置要領及び前条の規定による指名停止の期間の加重、加算、短縮又は延長は、次の第1号から第3号までを順に適用することにより行う。

- (1) 措置要領第4条第2項の規定による加重
- (2) 前条の規定による加算
- (3) 措置要領第4条第3項、第5条第2項若しくは同条第3項の規定による短縮又は措置要領第4条第4項による延長

（指名回避）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、措置要領第2条第4項の規定による指名回避を措置することができる。

- (1) 不正情報を入手したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要があると認められるとき。

（措置の初日）

第6条 指名停止の措置の期間の初日は、指名停止の通知を行った日の翌日とする。なお、その日が佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その翌日以降の市の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措置要領別表第1（市内において生じた事故等に基づく措置基準）の運用

措置要件	期 間
<p>措置要領別表第1第2号（市工事等 過失による粗雑工事等）</p> <p>ア 60点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。</p> <p>イ 60点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。</p> <p>ウ 60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。</p> <p>エ アからウまでの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に60点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。</p> <p>オ アからウまでの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に60点以上70点未満の工事に係る評定の結果を通知したとき。</p>	<p>・ 2か月</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 2か月</p> <p>・ 1か月</p>
<p>措置要領別表第1第5号（市工事等 公衆損害事故）</p> <p>ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。</p> <p>エ 公衆に負傷者（軽傷者）を生じさせたとき。</p> <p>オ 公衆に重大な損害を与えたとき。</p> <p>カ 公衆に損害を与えたとき。</p>	<p>・ 3か月以上6か月以内</p> <p>・ 2か月以上3か月以内</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p>
<p>措置要領別表第1第6号（一般工事 公衆損害事故）</p> <p>キ 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ク 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ケ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。</p> <p>コ 公衆に重大な損害を与えたとき。</p>	<p>・ 2か月以上3か月以内</p> <p>・ 1か月以上2か月以内</p> <p>・ 1か月</p> <p>・ 1か月</p>

<p>措置要領別表第1第7号（市工事等 工事関係者事故）</p> <p>サ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。</p> <p>シ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ス 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は重傷者を生じさせたとき。</p> <p>セ 複数の負傷者（軽傷者）を生じさせたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2か月以上4か月以内</li> <li>・ 1か月</li> <li>・ 2週間以上1か月以内</li> <li>・ 2週間</li> </ul>
<p>措置要領別表第1第8号（一般工事 工事関係者事故）</p> <p>ソ 工事関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。</p> <p>タ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1か月以上2か月以内</li> <li>・ 2週間以上1か月以内</li> </ul>

（注）別表中、重傷とは全治2か月以上をいい、軽傷とは休業4日以上（又は全治15日以上）全治2か月未満をいう。